

只木ゼミ夏合宿第4問検察側反対尋問レジюме

文責: 4班

1. 弁護レジюме 1 頁 29 行目において「共犯性を重視することで違法の連帯性が妥当」と
5 するところ、違法性が連帯する根拠は、因果共犯論を前提に、正犯と共犯は結果惹起が直接的か間接的かの点に違いがあるだけだから正犯行為と共犯行為の違法性判断は原則として共通のものとなるからであり、一部実行全部責任の原則を内容とする共犯性を重視することで求められるものではないのではないか。
2. 共同正犯は「正犯とする」(60 条)と規定されており、正犯として一次的責任を負うと
10 ころ、なぜ「共犯性を重視する」こととなるのか。
3. 弁護レジюме 1 頁 26 行目において「過剰防衛の刑の減免根拠は、違法性減少」とするが、本問検討において、「乙は緊急状態下における心理的動揺から、自身の反撃行為が過剰であるとの認識がないため、過剰防衛が成立する」としており、これは任意的減免の根拠を責任減少と捉えていないか。